

随意契約理由書

工事名称： 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター (汚泥処理) バケツ
トクレーン設備補修工事

工事場所： 泉北郡忠岡町新浜三丁目地内

本工事は、北部水みらいセンターに設置されているバケツトクレーン設備の給電ケーブル及びジョイントボックス及びリミットスイッチが経年劣化により不具合が発生しているため取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、北部水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものである。

当該設備の運転制御は連動操作盤内のシーケンサによりデータ処理されており、リミットスイッチ・エンコーダ用ケーブルの補修を行うため、シーケンサへの入力信号であるリミットスイッチの設定位置及びエンコーダによるクレーン位置の検知信号の調整が不可欠である。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作を実施した株式会社昭和起重機製作所から社名変更した株式会社豊国昭和起重機製作所以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。